

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整理等に関する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第6号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整理等に関する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(退職者の給与) 第16条の2 略 2 前項の場合において、給与条例第12条の2第5号の規定により支給する退職者の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当について、それぞれ100分の70(生死不明等の原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害(外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関又は公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体における業務に係る業務上の災害又は通勤による災害を含む。))と認められるときにあっては、100分の100)を乗じて得たものとする。	(退職者の給与) 第16条の2 略 2 前項の場合において、給与条例第12条の2第5号の規定により支給する退職者の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当について、それぞれ100分の70(生死不明等の原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害(外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により退職し引き続き在職する公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人)における業務に係る業務上の災害又は通勤による災害を含む。))と認められるときにあっては、100分の100)を乗じて得たものとする。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正

後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第8条及び第23条の規定、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第6条及び第7条第4項の規定並びに職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第11条及び第13条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(人事交流等により異動した場合の号給)</p> <p>第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員(第3号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(特定の降任の場合の職務の級の特例)</p> <p>第8条の6 略</p> <p>2 前項の規定の適用については、降任の理由が、同項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、心身の故障が公務上の負傷若しくは疾病(外国派遣職員に係る派遣先の機関又は公益的法人等派遣職員に係る</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第8条及び第23条の規定、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第6条、<u>第7条第4項及び第16条</u>の規定並びに職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第11条及び第13条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(人事交流等により異動した場合の号給)</p> <p>第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員(第3号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(特定の降任の場合の職務の級の特例)</p> <p>第8条の6 略</p> <p>2 前項の規定の適用については、降任の理由が、同項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、心身の故障が公務上の負傷若しくは疾病(外国派遣職員に係る派遣先の機関、<u>公益的法人等派遣職員に係る</u></p>

<p><u>る公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。以下同じ。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員にあっては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病によるものである場合を除き、任命権者が医師の診断等に基づき降任の理由が消滅したものと認められた日から、前項第3号の規定に該当する場合は降任された日から、同項第4号の規定に該当する場合は復職の日からそれぞれ2年を超えてはならない。</u></p> <p>3 略</p>	<p><u>る公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者の在職する公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。以下同じ。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員及び退職派遣者にあっては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病によるものである場合を除き、任命権者が医師の診断等に基づき降任の理由が消滅したものと認められた日から、前項第3号の規定に該当する場合は降任された日から、同項第4号の規定に該当する場合は復職の日からそれぞれ2年を超えてはならない。</u></p> <p>3 略</p>
---	---

（初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正）

第3条 初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（支給期間及び支給額） 第6条 略 2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣され、<u>若しくは鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣される場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間（条例第12条の2第1号及び第2号の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該派遣の期間（同法第2条第1項の規定による取決めにより初</u></p>	<p>（支給期間及び支給額） 第6条 略 2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣され、<u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により退職し引き続き公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人に在職する場合</u></p>

<p>任給調整手当に相当する金額を全額支給されることとなる場合には、当該期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。</p> <p>3 略</p>	<p>における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間(条例第12条の2第1号及び第2号の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。)又は当該派遣若しくは当該特定法人に在職した期間(同法第2条第1項又は第10条第1項の規定による取決めにより初任給調整手当に相当する金額を全額支給されることとなる場合には、当該期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。</p> <p>3 略</p>
---	---

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同令第9条の2各号に掲げる法人及び郵政民営化法(平成17年法律第97号)第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。)その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者をいう。</p> <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第9条第5項第2号に規定する地方公社、<u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)</u>第10条に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人(同令第9条の2各号に掲げる法人及び郵政民営化法(平成17年法律第97号)第166条第1項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。)その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者をいう。</p> <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p>

<p>第1条の3 条例第16条の4第1項前段の規定により 期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「期末手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員</u></p>	<p>第1条の3 条例第16条の4第1項前段の規定により 期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「期末手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員</u></p>
---	---

（職員の旅費等に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（新たに採用された職員で赴任の対象となる者）</p> <p>第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員から引き続いて採用される職員（条例第1条に規定する職員に採用されるものに限る。以下同じ。）及び人事委員会の承認を得た職員とする。</p> <p>別表第3（第17条関係）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職員が<u>公益的法人等への一般職の地方公務</u></p>	<p>（新たに採用された職員で赴任の対象となる者）</p> <p>第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員から引き続いて採用される職員（条例第1条に規定する職員に採用されるものに限る。以下同じ。）、<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により採用される職員及び人事委員会の承認を得た職員とする。</u></p> <p>別表第3（第17条関係）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職員が<u>公益的法人等派遣法第5条第1項又</u></p>

<p><u>員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰する場合において、当該復帰に伴い住所又は居所を移転するときには、当該移転について赴任の場合の旅費の例により算定した額を支給するものとする。</u></p> <p>(6) 略 第3 略</p>	<p>は第2項の規定により職務に復帰する場合において、当該復帰に伴い住所又は居所を移転するときには、当該移転について赴任の場合の旅費の例により算定した額を支給するものとする。</p> <p>(6) 略 第3 略</p>
---	---

(住居手当に関する規則の一部改正)

第6条 住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(3) 略</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項各号に掲げる法人、<u>公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人</u>又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(3) 略</p>

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第7条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。）を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間)

第 8 条 条例第 7 条第 1 項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業（鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年鳥取県条例第 3 号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第 3 条第 1 号に規定する派遣職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する育児休業）をしていた期間及び教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 26 条第 1 項に規定する大学院修学休業をしていた期間

(2) 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間)

第 8 条 条例第 7 条第 1 項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間

ア 育児休業法第 2 条の規定により育児休業（鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年鳥取県条例第 3 号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第 3 条第 1 号に規定する派遣職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児介護休業法」という。）第 2 条第 1 号に規定する育児休業）をしていた期間及び教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 26 条第 1 項に規定する大学院修学休業をしていた期間

イ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和 41 年鳥取県人事委員会規則第 4 号）第 1 条の 3 第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号又は第 9 号に掲げる職員として在職した期間（職員の退職の事由を定める条例（昭和 56 年鳥取県条例第 7 号）第 2 条第 1 号の規定に該当して退職した期間を除く。）

(2) 公益的法人等派遣条例第 12 条第 1 号に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）であった期間（育児介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業をしていた期間を除く。）

<p><u>(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)第1条の3第2号、第3号、第5号、第6号又は第9号に掲げる職員として在職した期間(職員の休職の事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号)第2条第1号の規定に該当して休職した期間を除く。)</u></p> <p>(育児休業をしている職員の勤勉手当に係る勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第9条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める期間は、公益的法人等派遣職員であった期間のうち公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において勤務した期間とする。</p>	<p>(育児休業をしている職員の勤勉手当に係る勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第9条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める期間は、公益的法人等派遣職員であった期間のうち公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において勤務した期間及び退職派遣者であった期間のうち公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人において勤務した期間とする。</p>
---	--

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第8条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。)第10条第1項の規定により退職し引き続き鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第10条に規定する特定法人(以下「特定法</u></p>

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

5 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていた職員であって、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰したものとする。

6及び7 略

（病気休暇）

第15条 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

(1) 公務による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関又は公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員にあっては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合	略
--	---

人」という。）に在職する者（以下「退職派遣者」という。）

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

5 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた職員であって、公益的法人等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰したものとする。

6及び7 略

（病気休暇）

第15条 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

(1) 公務による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員及び退職派遣者にあっては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負	略
--	---

略	傷若しくは疾病の場合 略
---	-----------------

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 9 条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成 6 年鳥取県人事委員会規則第 17 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下この条において「移動号」という。) に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下この条において「移動後号」という。) が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号 (以下この条において「削除号」という。) を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 条例第 12 条第 1 項第 3 号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>5 条例第 12 条第 1 項第 3 号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、<u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成 14 年鳥取県条例第 3 号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)</u> 第 2 条第 1 項の規定により派遣されていた職員であって、<u>公益的</u></p>	<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 条例第 12 条第 1 項第 3 号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p><u>(3) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (平成 12 年法律第 50 号。以下「公益的法人等派遣法」という。) 第 10 条第 1 項の規定により退職し引き続き鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成 14 年鳥取県条例第 3 号。以下「公益的法人等派遣条例」という。) 第 10 条に規定する特定法人 (以下「特定法人」という。) に在職する者 (以下「退職派遣者」という。)</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>5 条例第 12 条第 1 項第 3 号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、<u>公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣されていた職員であって、公益的法人等派遣法第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により</u>職務に復帰したものとする。</p>

法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰したものとする。

6及び7 略

（病気休暇）

第14条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

(1) 公務による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「外国派遣職員」という。）に係る派遣先の機関又は公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員にあっては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合	略
--	---

略

（特別休暇）

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(28) 学校（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定に基づき設置された施設を含む。）の	その都度必要と認める期間

6及び7 略

（病気休暇）

第14条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

(1) 公務による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「外国派遣職員」という。）に係る派遣先の機関、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員及び退職派遣者にあっては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合	略
--	---

略

（特別休暇）

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(28) 学校（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2の規定に基づき設置された施設を含む。）の	その都度必要と認める期間

設置者の行った健康診断の結果、勤務に制限を加える必要があると認められる場合	む。)の設置者の行った健康診断の結果、勤務に制限を加える必要があると認められる場合
略	略

(鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成14年鳥取県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第2条第2項第3号、第9条及び第10条の規定に基づき、公益的法人等(条例第1条に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。)への職員(条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(派遣職員等の報告)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第2条第2項第3号、第9条、<u>第19条及び第20条</u>の規定に基づき、公益的法人等(条例第1条に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。)への職員(条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(派遣職員等の報告)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 任命権者は、条例第19条の規定により、毎年5月末日までに、前年度において公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により退職し引き続き条例第10条に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)に在職する者に係る特定法人の名称、特定法人において業務に従事する期間及び特定法人における処遇の状況等並びに当該年度内に法第10条第1項の規定により職員として採用された者の採用後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者であった者については、第2条の規定による改正前の職員の初任給、

昇給、昇格等の基準に関する規則第1条、第7条及び第8条の6第2項、第4条の規定による改正前の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第1条の2、第7条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する規則第8条及び第9条、第8条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条第4項及び第15条並びに第9条の規定による改正前の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第4項及び第14条の規定は、なおその効力を有する。